

件名	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」（平成28年政令第46号）が平成28年2月24日に公布されました。これにより非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「政令」といいます。）が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>公務災害により支給される年金と公的年金との併給調整規定について、改正後の政令と同様に調整率の改定を行います。 < 附則第8条関係 ></p> <p>(1) 傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改定</p> <p>傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改定します。</p> <p>(2) 特殊公務災害加算分の調整率の改定</p> <p>特殊公務災害による年金たる補償の加算部分を考慮した特殊公務災害に係る調整率を0.91から0.92に改定します。ただし、傷病等級が第1級の場合の調整率については0.90から0.91に、第2級の場合の調整率については0.90から0.92に改定します。</p> <p>(3) 休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改定</p> <p>休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改定します。</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成28年4月1日とします。</p>		

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第19号

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

亀山市消防団員等公務災害補償条例（平成17年亀山市条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第2項の表1の部1の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の部1の項中「0.91」を「0.92」に改め、「又は第2級」を削り、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀山市消防団員等公務災害補償条例附則第8条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた亀山市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。